

(別紙3)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

(平成15年6月30日付け15生畜第2138号生産局長・水産庁長官通知)
新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第3 運用上の注意 2 農林水産大臣への確認申請について (1)・(2) (略) <u>(3) 確認済魚介類由来たん白質の製造業者は、製造基準に適合して いないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2) の通知に係る確認書を検査所を経由して返納させるものとする。</u></p> <p>3 変更確認等の手続き (1) 製造工程等の変更 ~ (略) <u>確認済魚介類由来たん白質の製造業者は、製造工程の変更等 により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様 式第5号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出ると ともに、2の(2)の通知に係る確認書を返納するものとする。</u></p> <p>(2) その他の変更 会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の確認申請書記載事 項の変更や製造基準への適合確認を要さない軽微な製造方法の変 更等については、事前に別記様式第6号の製造基準適合確認申請 変更届を検査所を経由して農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 製造設備の故障等による突発時の対応 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第3 運用上の注意 2 農林水産大臣への確認申請について (1)・(2) (略)</p> <p>3 変更確認等の手続き (1) 製造工程等の変更 ~ (略)</p> <p>(2) その他の変更 会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の確認申請書記載事 項の変更や製造基準への適合確認を要さない軽微な製造方法の変 更等については、事前に別記様式第5号の製造基準適合確認申請 変更届を検査所を経由して農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 製造設備の故障等による突発時の対応 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p>

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における魚介類由来たん白質の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のセの規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

別記様式第2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における魚介類由来たん白質の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のセの規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定により、下記の事業場の製造工程が、魚介類由来たん白質の製造基準に適合していることの確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

別記様式第2号

番 号
年月日

殿

農林水産大臣

魚介類由来たん白質の製造基準に適合していることの確認について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定により年 月 日付けで申請のあった下記の事業場については、標記製造基準に適合していることを確認する。

記

- 1 事業場の名称

農林水産大臣 印

別記様式第 3 号

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた魚介類由来たん白質の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号）別表第 1 の 1 の（ 1 ）のセの規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

別記様式第 4 号

農林水産省指令 番 号

2 事業場の所在地

備考 確認書の有効期間は、交付の日から 2 年間とする。なお、製造工程が変更された場合にあってはこの限りではない。

別記様式第 3 号

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号）の規定により、魚介類由来たん白質の製造基準への適合確認を受けた事業場について、下記のとおり製造工程を変更したいので確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
下記の事業場における魚介類由来たん白質の製造工程について、年
月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の
成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1
の（1）のセの規定

により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売
を停止し、確認書を返納されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
魚介類由来たん白質の製造工程については、下記のとおり魚介類由来たん
白質の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼
料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施
行について」（平成15年6月30日付け15生畜第2138号）第3

殿

農林水産大臣

製造工程等の変更に伴う魚介類由来たん白質の製造基準適合
確認結果について

平成 年 月 日付け 生畜第 号により確認書を交付した下
記事業場について、平成 年 月 日付けで製造工程等の変更確認申請
のあった変更事項については、

標記製造基準に適合していることを確認したので通知する。
標記製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売を停
止し、確認書を返納されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

の3の(1)の規定により魚介類由来たん白質の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（平成15年6月30日付け15生畜第2138号）第3の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで魚介類由来たん白質の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

別記様式第5号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

平成15年6月30日付け15生畜第2138号の規定に基づき、平成 年 月 日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日